

## 第 9 回

# 放射性物質汚染対処特措法 施行状況検討会

平成 3 0 年 3 月 2 8 日（水）

午後5時03分 開会

○神谷環境再生事業担当参事官 定刻でございますけど、副大臣、少し交通事情が悪くて到着が遅れるということで、しばらくお待ちいただくように願いたします。

それでは、定刻を過ぎましたので、事務的な連絡を先にやらせていただきたいと思います。放射性物質汚染対処特措法の施行状況検討会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多用の中ご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

初めに、本日の委員のご出欠でございますけれども、岡田委員と坂本委員からご欠席の連絡をいただいております。9名の先生方にご出席をいただいているところでございます。

それから、お手元の資料でございますけれども、議事次第と配布資料の1、参考資料の1、2、3とございます。もし、不足等があるようでしたらお申し付けいただくようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、伊藤環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

○伊藤環境副大臣 座長の浅野先生を初め、関係各位の皆様方、大変ご苦勞さまでございます。少し遅参をしまして、誠に恐縮でございました。ちょっと夕方のラッシュに遭っております。申し訳ありません。一言、ご挨拶をさせていただきます。どうぞよろしく願いたします。

環境副大臣の伊藤でございます。本日は、お忙しい中、第9回放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

本検討会では、平成27年度の取りまとめを踏まえまして、昨年7月に検討を再開いただき、これまでに3回にわたりまして除染、中間貯蔵施設、汚染廃棄物処理及び横断的事項につきましてご議論をいただいております。

また、前回の検討会においては、個別の事業についての検討が一段落したことから、検討会の取りまとめの方向性についてもご議論をいただいております。

本日は、これまで3回の議論を踏まえまして、最終的な取りまとめ報告書（案）についてご議論をいただきたくお願いを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、最後まで忌憚のないご議論をお願いいたします。環境省としては、本検討会でのご議論を今後の施策に生かし、東日本大震災からの復興をぜひとも加速をさせたいと考えております。本日もまた、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○神谷環境再生事業担当参事官 ありがとうございます。

伊藤環境副大臣におかれましては、公務の都合のため、ここで退席させていただきます。

それでは、メーンテーブルの皆様方のお手元には、今の資料のほかに、緑色のファイル、関係法令等がございます。こちらは終了後、残していただくようにお願いします。

本検討会の資料につきましては、原則、全て公開とさせていただきます。検討会終了後に発言者名を示した議事録を作成しまして、委員の皆様方にご確認いただき、了解いただいた上で公開させていただきたいと存じます。

それでは、カメラ撮りはここまでということでよろしくをお願いします。

以降の進行につきましては、浅野座長にお願いいたします。よろしくをお願いします。

○浅野座長 それでは、よろしくをお願いいたします。

先ほど伊藤環境副大臣のご挨拶にもありましたように、この検討会は、もともと今から2年前でしたか、特措法の運用状況の検討を進めまして、その結果の報告の中で、一応の除染等の作業が終了する時期を見計らって、再度、点検をしましょうということにしております。これをうける形で、昨年7月から法の運用状況検討を再開いたしました。

これまで委員の先生方からいただきましたご意見をもとに、事務局が最終の取りまとめの報告書（案）を整理いたしました。これにつきまして、まず、事務局から説明いただきまして、皆様方のご意見をいただきたいと思っております。

では、事務局、どうぞよろしくをお願いいたします。

○神谷環境再生事業担当参事官 それでは、前回の検討会までに委員の皆様方からいただいたご意見、それから前回の検討会後に書面でご提出いただいた意見というのを参考資料の1、「これまでに頂いた主なご意見について」ということでまとめております。

それから、前回の検討会後に取りまとめ骨子について関係自治体への意見照会を実施しまして、その意見について、12の関係都県とその管下の関係自治体に対して行っております。自治体からいただいたご意見と、それに関する環境省の見解は、参考資料の2というところに整理をさせていただいております。

これらを踏まえて報告書の案として資料1、放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ（第二次）（案）ということでまとめておりますので、この資料1を中心に説明をさせていただきます。

それで、早速、中をご覧いただきたいと思っております。この資料の中で、前回、骨子をお示したところから、いただいた意見をもとに反映をさせた部分というのを特に抜きながら、

そのポイントを中心に説明をさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、目次がございます。全体の構成でございますけど、1で「はじめに」ということで、2のところで「除染、中間貯蔵施設及び汚染廃棄物処理の状況」という現況のまとめがございます。そして、3のところに「課題と今後の方向性」ということで、検討会の報告の骨になる部分がございます。

1枚めくっていただきまして、4ページでございますけれども、「はじめに」の部分でございます。これは特措法の成立から3年後の見直しを2015年に行ったこと、それを踏まえてさらに今回、見直しを行ったということで、その経緯を書かせていただいております。

次のページ、5ページでございますけれども、状況でございます。最初に、除染についての状況でございます。この中で、まず最初、総論のparaの中で、本年3月までに8県・100市町村で全ての面的除染が完了したという情報の時点修正を行っております。

それから、次のパラグラフの中で、「宅地では、平均で約60%の低下が確認され」という除染の効果のことについての言及がございます。

さらに、欄外に、直轄地域及び市町村除染地域のそれぞれについての除染の効果、こういったファクトデータの記述ということで自治体と委員からの意見もいただいておりますので、追記をさせていただいております。

上の本文に戻っていただきまして、「さらに、放射性物質の物理的減衰や降雨等の自然要因による減衰効果」、これは委員の指摘の中で出てきたくだりでございまして、放射線量の一層の低下が確認されていますというところを記しております。

それから、指定解除、次のパラグラフですけれども、「12の市町村で汚染状況重点調査地域の指定解除が行われている。」と、この辺の事実関係も追記をさせていただいております。

次の除去土壌等のところにつきましては、これも骨子の内容を踏襲し記述をしております。

それから、森林の放射性物質汚染対策でございますけれども、これも骨子の内容を踏襲した記述をさせていただいております。モデル事業等の取組を記載をしております。

それから、6ページのd)の帰還困難区域の取り扱いでございますけれども、これも取りまとめ骨子の内容に沿って福島復興特措法に基づく取組と書いてございまして、最後のparaで、今年3月までに4町で認定が行われた等々の事実関係を記載させていただいております。

それから、次の予算・求償等の状況につきましては、骨子の内容でこれまでの予算額、執行額、それから求償等々の事実関係を述べておるところでございます。

次のページに行きまして、7ページ、中間貯蔵施設でございます。この総論の部分につきましては、骨子と同様の記述をしております。

それから、中間貯蔵施設に係る用地取得の状況ですが、これも骨子と同様の記述を時点修正をして記述をしております。

整備の状況でございます。これも、最初の2つのパラは骨子と同様の内容を記述しております。最後に、「また、モニタリングにより、影響は見られないことを確認している」と、これは委員会での議論を踏まえた記述を追記しております。

それから、d)の中間貯蔵施設への輸送の状況ということで、最初のパラの「2017年度末までに21市町村の搬出が完了する予定である。」というところを議論を踏まえて追記をしております。

それから、次の減容・再生利用のところでございます。これは、タイトルを、まずこのタイトルにするというところを委員会での議論を踏まえた変更を行っております。

続いて、汚染廃棄物の処理でございますけれども、8ページのところでございますけれども、総論でございます。これは、この中で5、6行目のところでございますけれども、対策地域内廃棄物と、「環境大臣が指定したものである」と指定廃棄物の定義を書いて、これらについて国が処理を実施するというところをこの文の最後に明記をしております。これは、自治体からの意見を踏まえた責任関係の明確化ということでございます。

それから、その総論のパラの最後の部分でございますけれども、「2016年4月に」というところでございますけれども、「8,000Bq/kgを下回った指定廃棄物について、環境大臣が処理責任者等に協議した上で」という、これも行為の主体及び手続きを明示する記述を行っております。自治体の意見を踏まえたものでございます。

それから、次のパラですが、対策地域内廃棄物ですけれども、最初のところですが、「仮置場や仮設処理施設の立地場所の確保等に時間を要した状況もあったが」という経緯を率直に書くというご指摘をいただいて、反映をさせております。

それから、そのパラの一番最後のところでございますけれども、「仮設焼却施設については」ということで、「9市町村10施設で設置することとしている。」と。この後、「2施設では処理が完了し、7施設が稼働中、1施設は建設工事準備中である」と。これはこうした未了の部分も含めて進捗状況を詳しく書いて、というご指摘をいただいたものでご

ざいます。

それから、9ページのc)の福島県内の指定廃棄物でございますけれども、これは真ん中の下辺りでございますけど、「事故防止を徹底しつつ」としており、それから、9ページの一番下のパラでございますけれども、「2015年より、処分場の国有化、県・両町との安全協定の締結、処分場内外における準備工事や必要な安全対策を行った上で」と、時間がかかった経緯を記述すべきというご指摘に対してこういったところを詳しく書くようにしております。

それから、このd)のところでございますけれども、2番目のパラでございますけど、「宮城県、栃木県及び千葉県については2013年2月にそれまでの環境省による長期管理施設の候補地選定の方針が見直され」と追記し、それからその後、「環境省が決定した選定手法に基づき、2014年1月に詳細調査の候補地を公表した」と環境省の関与等を明確にするという指摘を踏まえた修正を行っております。

それから、その一番下のところでございますけれども、「指定廃棄物については、指定解除の仕組みも活用しつつ段階的に既存の処分場等で処理する」と。これはこの委員会での議論を踏まえた修正でございます。

その次の特定一般廃棄物・特定産業廃棄物のところは、この骨子の内容に沿った記述をさせていただいています。

それから、11ページの(4)の横断的事項でございますけど、ここは前回の検討会において発表した進捗状況を要約して記述をさせていただいております。

研究開発につきましては、国立環境研究所が三春町の福島県環境創造センターに福島支部を開設したこと、災害環境研究プログラムを推進していること等を記述をしております。

それから、技術実証の関係ですけれども、これまでの採択の実績、あるいは現場での活用の実績等を記述をしております。

さらに、情報発信・リスクコミュニケーションについては、除染情報サイト等ウェブの運営、それから次のページに行きまして、環境再生プラザでの取組、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおける取組等を記述しております。

最後、d)経験の継承・国際的な発信という部分ですが、除染事業誌の編集、それからIAEAとの専門家会合や二国間会合等の取組を記述をしております。

次の13ページからが、課題と今後の方向性ということでございます。ここの最初の2つのパラについては、取りまとめ骨子と同じ内容でございますが、その下にございますよう

に、まず、前回の取りまとめで示したとおり、現行の枠組みは引き続き維持した上で広く関係者の理解を得ながら、施策をさらに推進させることに総力を挙げるという方向を示しております。

次のパラでございます。「今後、以下の方向性に沿って特措法を施行しつつ、その進捗に照らして必要な場合には改めて点検や検討を行うべきである。」というところでございます。

再度の見直しについて、提言が自治体からあったということをお踏まえてでございます。時期とか内容を今、明示するという形ではないんですけれども、運営していく中で必要が生ずれば、改めて点検や検討を行うと、こういう形で整理させていただきたいと思っております。

次が除染でございます。除染後のフォローアップ等々ということでございますが、これについては面的除染の完了というのがある。あと、2行目の部分、「時間の経過に伴う放射性物質の物理的減衰や降雨等の自然要因による放射線量の低減の見込み」、これは委員会での議論をお踏まえた追記でございます。

それから、次のパラの「個別に判断しながら実施するなど丁寧に対応していくべきである。」というこのフォローアップへの取組については、これは自治体の意見を踏まえた追記でございます。

それから、最後に、森林の記述、これも自治体の意見を踏まえたものでございまして、「総合的な取組に基づき、引き続き、必要な対応を行っていく」というところを記述しております。

それから、次の仮置場等の適正管理でございますけれども、最初の行、「管理主体である国・県・市町村等が引き続き適切に管理を行うべきである」。これも自治体の意見を踏まえたものでございます。

それから次に、仮置場等の原状回復のガイドラインの策定についての言及がございます。これも自治体からいただいた指摘に基づいて記述をさせていただきました。

次のページ、c) 県外除去土壌の処分でございます。処分方法を定めるに当たって、最初の行ですが、「埋立処分の実証事業等を通じて得られる知見」というのを明記して、これは委員会での議論でございます。

それから、福島県内との整合性という話を書いたのが、これ、自治体の対応でございます。それから、「除去土壌を保管している自治体の意見を把握しつつ、速やかに検討を進

める」と。これは自治体の意見を踏まえて記述しております。

中間貯蔵施設でございますけれども、最初のパラグラフの5、6行目でございますが、「関係機関と連携の上、地域に及ぶ課題を明確にしつつ、輸送ルートの補修など必要な対策を行うなど、安全に万全を期すべき」。これは自治体の意見に基づく記述でございます。

それから、次の減容・再生利用のところでございますけれども、ここは処分地の選定に時間を要するという、最終処分に向けた取組にかかるために戦略的にプロセスを進めるべきであるというところを強調して、上のパラグラフに書く形にしております。

「また」以下のところでございますけれども、自治体の意見で、「その過程で実証事業に取り組む自治体を増やすなど理解醸成を図ることや人材育成を通じて」といったところを追記させていただいております。

次、中間貯蔵施設の活用でございますけれども、これ、全体に追記をした内容でございますけれども、「情報発信・理解醸成の場としての活用の検討」ということに加えて、自治体の意見で、「除去土壌等が搬出された後の中間貯蔵施設の跡地利用についても配慮すべき」を記述しております。

それから、汚染廃棄物の処理についてでございますが、福島県の特定廃棄物の関係についての最初のところですが、自治体の意見でございますけど、「着実に取組を進捗させていくこと」と、それから「安全を第一としつつ着実に進める」といったところを記述しております。

福島県外の指定廃棄物についての次のパラですけれども、処分基準等の安全性の評価についての科学的な考え方、それから、放射性物質を含む廃棄物の処理の実績等を含めて説明を行っていくと、これは委員会の意見を踏まえたところでございます。

それから、「福島県での知見や、他県の取組事例を踏まえつつ、地域の意向を踏まえ、また地域の理解を得ながら、都県内において国として責任をもって処理を推進すべきである。」といったところがございます。これは第8回の委員会でのやりとりを踏まえた記述でございます。

それから、最後、横断的事項でございますけど、情報発信とリスクコミュニケーションでございます。ここは最初のパラ、これは自治体の意見でございますけど、「施策を更に前進させるために汚染源対策のみならず、住民その他多くの関係者に正しい知識を持っていただくためのリスクコミュニケーションや情報発信が重要である」。

それから、次のパラでございますけど、「住民の方々が多様な関係者と双方向に意見交

換できる場を作るよう努める」。これは委員会での意見でございます。

次のページですが、「地域を支える方を支援・育成することも重要である」を追記しています。

それから、「リスクコミュニケーションの実施に当たっては」というところも委員からの意見でございまして、「リスクとの相対比較や最近の知見に留意をすること」等を追記しております。

最後のb)というところは、従前の案と変更はございません。

それで、変更点等は以上のとおりでございます。

あとは、参考資料のほうでございますが、参考資料1についてはこれまでいただいた意見ということで、委員会でいただいた意見、あるいはその後、書面でいただいた意見というのを個々書かせていただいております。詳しい紹介は省略させていただきます。

それから、参考資料の2でございますけれども、自治体の意見照会の結果ということで概略を書かせていただいております。今の項目に沿って、それぞれいただいた意見の内容と、それから、どう反映させたかというところを個々書いております。反映しますというところは反映したということですが、反映をできなかったところについても環境省の見解ということで考え方を整理させていただいております。

できなかったところの類型を簡単に申し上げますと、まず、質問をいただいたような内容、それはここで答えを返すというような形をとっております。

それから、放射性物質汚染対処特措法の適用範囲外のご指摘をいただいたようなものについて、これはやはり、その旨を説明させていただいております。

あるいは、内容が非常に子細な内容で、この取りまとめの中にどの程度位置づけるかというところで整理させていただきたいところは、これもこの枠の中にその旨を書いております。

あとは、いただいたご指摘と検討会での議論の方向性などがなかなか整合性がとりがたいような内容というのについても、その旨、見解の部分で書かせていただいております。

さらに、今のところ検討途上でなかなか方向性を断言できないというところも、そういった形での回答を書いております。今、申し上げたようなタイプのところは必ずしも反映という形にはなっておりませんが、いただいた全ての意見について何らかの見解をまとめて、ここに記述をさせていただいております。

資料の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○浅野座長 それでは、ただいま事務局から前回の骨子をどのように整理をしたかというご説明、特に委員の意見の反映ぶり、自治体からのご意見のどこを生かしたかというようなことについてのご説明をいただきました。

この第二次の取りまとめの案につきまして、委員の先生方からご意見、ご質問ございましたらお受けしたいと思いますので、ご発言ご希望の方はどうぞ。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。

私の意見は概ね反映されているので、ありがとうございます。資料1の7ページ。過去2回の委員会でも指摘したんですけども、ちょっと直っていないので、もう一度だけ言わせていただきます。

7ページのc)の中間貯蔵施設の整備の状況というところで、分別と選別という言葉の使い方をお話しさせていただいてきました。それで、そもそも選別をしなくてもいいように、もともと分けて保管をしたり、分けて排出するのを分別保管とか分別排出という言葉を使って、まざったものからいろんな可燃物、不燃物あるいは金属を分けるというようなときには選別という言葉が一般廃棄物、産業廃棄物の分野では使っていると思うんですね。計画設計要領などの本にも書いてあるんですけども。

せめて、施設とか器具とかそういうようなところで、c)の最初のところに「受入・分別施設」という言葉がありますけども、「受入・選別施設」のほうがいいかなというようなことで。

あとは、いろんなところで既に言葉が用語として使っているとおっしゃっていましたが、可能な限り、ちょっと検討していただければと思います。

参考資料の3のパワーポイントの7ページにも再生利用実証事業の概要というところでも分別という言葉が使われていますけれども、②の「ふるいでより小さい異物を分別・除去」と、こんなところも施設を使っている、あるいはいろいろな、ふるいとか器具とかそういうものを使って、まざったものから分けるときは、私たちは意図的に、意識して選別という言葉を使っているので、ご参考にご検討いただければと思います。

○浅野座長 事務局から後でまとめて回答があれば回答していただきます。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。私は後半のリスキミのところですので、すみません、ちょっと後ろに行ってしまうんですが。2つ、1つ質問と1つコメントをさせていただきます

たいんですが、14ページの辺りに中間貯蔵施設ということで施設整備、輸送の安全性等というところがあります。私、今までのところで発言をしてこなかったんですが、今回のを読ませていただいて、ふと気づいたんですが、たしか中間貯蔵の施設に関しては、県民の方のフォローの委員会のような、そういうものを立ち上げておられるかなと思うんですが、そういうものの状況は記載を入れておいていただいたほうが、後々見ていただくときに皆さんに状況がわかっていたかなというふうにも思いました。

それ以外、発言したことに関してはかなり入れていただいて、ありがとうございます。

それで、もう一点コメントなんですが、最後の「おわりに」のところなんですけれども、除染中間貯蔵処分の処理の加速化という、そういうことを踏まえて、地域の復興とか再生が今後、進むことにしっかりと視点を踏まえて、そういうことも視野を踏まえて応援したいとか、何かそういう今後に踏まえてもしっかりと、この制度が役に立っていくという、この制度が基盤になって社会に活用していただけることをちゃんと期待するような、何かそういう終わりの文章がもう少しあってもいいかなという感じもいたしました。ご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○浅野座長 ちょっと今の点は、行政の立場でどういうことかということと、それから当検討会としてのコメントがどうかということと、その辺の整理をしないといけないので、ちょっと考えなきゃいけないと思いますね。

○崎田委員 そうですね。

○浅野座長 それじゃあ、順番にお願いします。森委員から順番にお願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。若干、細かいことも含めてコメント申し上げたいと思います。

まず、5ページ、それから7ページに、用語のことですけれども、5ページの総論のところ「放射線量」という言葉が書いてございますが、これは「空間線量率等」というほうがよろしいかと思えます。放射線量ですと単位はSvになりますので、積分量になってまいりますので、この場合ですと微分量としての書き方のほうがよろしいかと思えます。

それから、7ページの中間貯蔵施設の整備の状況というところでもございますけれども、ちょっとわからなかったんですけれども、「一時的でない保管」と、こういう用語が使われておりますが、これは恒久的な保管を意味しているのかということでもないわけでもございまして。いわゆる「貯蔵保管」というふうに書いたほうが多分、わかりやすいのではない

いかと。今までも貯蔵というような用語を使っていたかと思いますがけれども、この一時的でない保管を貯蔵保管のほうがいいんじゃないかと思います。

それから、その2行下のほうに「放射線のモニタリング」というのがございますが、これは「放射線の」、「の」が入っていると、放射線だけモニタリングするようになりまして、「放射線モニタリング」ということにすれば、もう少し広い概念になってまいりますので、放射線モニタリングのほうが適切じゃないか、こんなふうに思います。

それからあとのコメントとして、課題と今後の方向性のところでございますけれども、まず、1番、3.のところにありますが、総論的に書かれてございますけれども、「広く関係者の理解を得ながら」と、この「広く関係者」というのは何なのかという定義のことでございますが、何となく関係者といいますが、業務を実行している方々というふうに捉えてしまう可能性がありますので、これはまさに国民あるいは地域の方々も含めた概念であろうと、こういうふうに思いますので、そこはもう少し丁寧にお書きになったほうがよろしいんじゃないかと思います。

それから、除染後のフォローアップ等のところでの一番最後の段落、追加していただきました森林でございますが、「引き続き、必要な対応を行っていく」と、こう書いていただいておりますけれども、何が課題となって、今それをどうしようとしているのか。前段の実施状況の中においても具体的に記載がなかったような気がいたします。そういうことになると、これは一体、何をやっていくのかということがありますので、ここに関しては、もう少し丁寧に書いていただいたほうがよろしいんじゃないかと、こんなふうに思います。

それから、13ページのb)の仮置場の適正管理と書いてありますけれども、仮置場の、タイトルとして、今後は原状回復も入ってきますので、内容的には原状回復も書かれてございますので、管理だけでなく原状回復の、タイトルにも入れていただいたほうがよろしいんじゃないかと。

それから、c)の処分でございますけれども、これについて基準を具体的につくっていく必要があると思ひまして、それについて国が中心となって基準をつくって、それを自治体に示していくと、実施事業として自治体がおやりになるということであれば、それに示していくということを明示的に書いたほうがよろしいんじゃないかと思います。

それから、14ページの間貯蔵に関してでございますけれども、施設整備・輸送の安全等に関してでございますが、ここに書かれている内容は、すこぶる輸送のことが中心に書かれてございますけれども、やはり今後のことを思いますと施設整備のことももう少し書

かれたほうがよろしいんじゃないかと思います。

その中で、特に安全配慮というのが書かれてございますが、これを読んでいると何となく意識づけというような格好で、輸送に関して相当、安全配慮をするように意識づけをされていたのは事実でございますけれども、これから施設をつくっていくと、あるいは施設を運用していくということになりますと、放射線管理をどうやっていくかということが重要になってまいります。

つい最近ですけれども、福島労働局が示しました2017年の指導結果を見てみますと、既に数年たった今においても、面的除染がほぼ終わりましたので違反の発生件数は相当少なくなつたのも事実でございますけれども、その違反率、事業所の数に対する違反率はあまり変化していないということからいけば、まだまだ気が許されないと。こういうふうに思いますので、安全配慮だけではなくて、施設の放射線管理について着実にやっていくという考えを示していくべきであるというふうに思います。

それから、b)の減容・再生利用、県外処分についてでございますけれども、一番最後の辺りに、下から2行目に、「管理の仕組みを構築すべきである」ということで、これは特にコントロールされた中での処分ということになりますので、従来の原子力分野ではまだやっていない、新しい概念の処分を行うということでありまして、それに関する管理の仕組みをつくっていくというのは非常に重要なことだと思います。

ただし、これは非常に難しいことでございますので、それについての仕組み自体を国民あるいは地域の方々に理解してもらおうということは非常に難しいことでございますので、丁寧に進めていただきたいと思います。

それからあと、15ページの横断的事項でございますけれども、情報発信・リスクコミュニケーション、このように書いていただいて、私はいい内容だと思っているんですが、さらに、これから中間貯蔵施設の事業が中心になっていくということからすれば、その地域の方々との間の双方向のコミュニケーションをどうやっていくのかということが重要になってくるかと思います。特に、最終処分に向けた展開も必要になってまいりますので、その中における地域の方々とどういうふうにかかわっていくのかということで、双方向のリスクコミュニケーションを持つようにしていただけたらと思います。

それから、16ページに経験の継承・国際的な発信ということで、将来のことも書いていただいておりますけれども、それで2行目に「今後の対応の検討に生かすとともに」と、こう書いていただいておりますが、じゃあ、これは一体、主語は誰なんだと、誰がこれをや

るんですか、という辺りが、これは環境省がおやりになるのか、それとも、いや、一般的にお書きになっているのか、そこの辺りをもう少しちゃんとしておいたほうがよろしいんじゃないかと、こんなふうに思います。

それから、あと2つほどお願いが。1つは、ここに書かれているデータについて、必ずしも全てを含んだデータではないように思います。例えば、用地の取得に関しても、例えば町の用地もあったはずなんで、それは一体どういう取り扱いになっているかとか、そういう辺りも書くと全体像がわかってくるはずなんですけど、そういうことは書かれておりませんので。たしか前回の報告書もファクトデータは別途、用意していただいたと思いますので、データとして全体がわかるファクトデータを別添でつけていただくようお願いしたいと思います。

それから、これは報告書の中に書けるかどうかわかりませんが、被災された方々から見ると、既に7年も経過して、長い、随分時間がかかっていると、こういうふうに言われるかもわかりませんが、対比されている、例えばチェルノブイリのことを考えれば、チェルノブイリはもう30年たっているんですけど、まだ住民帰還もできていない状況なところもございます。もちろん、事故の対応自体が違っているということであって、その影響も違っているということは十分わかるわけでございますけれども。

この7年間の中で面的除染がほぼ終了の段階に至ったということは、国民の皆さん、あるいは自治体・国の皆さん、それからあと事業者の皆さん、そういうところが一体となって力を出したからだと、こういうふうに思いますと、ある意味、感謝を申し上げたいと、こういうふうに思うところがあります。それをどういうふうに報告書の中に書けるかどうかというのはわかりませんが、そういうニュアンスがどこかにあってもいいんじゃないかと、こんなふうに思います。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

新美委員、どうぞ。

○新美委員 どうもありがとうございます。私は今後の課題というところで、3点コメントをさせていただきたいと思います。

1つは仮置場の、先ほど森委員からあったように、適正管理だけでなく原状回復だとおっしゃったんですが、実は原状回復というのを非常に皆さん、頭に思い描くことがばらばらであるので、少しこの辺は注意をしておく必要があるんじゃないかと思えます。

原状回復というときには、我々は真っ先に借地とか借家のときに、借りたときの状態に戻せばいいというふうに思うわけですが、それはあくまでも任意で貸し出したときに原状回復です。自分の土地か何かをマーケットに出すときの話なんですね。

ところが、今回の仮置場のような場合に、任意に貸し出したとはとても言えない。そういうようなときに、計算しているわけじゃありませんので、貸し出したときの状況に戻せばいいということは単純には言えないんです。むしろ、何年か、ひょっとして7年、8年、10年のときに返還されるというときに、実はこういう利用予定があったけども、それもできなかったというときに、じゃあ何をもって現状と言うのか。非常に難しい問題があります。

ですから、契約のときの現状という概念でそのまま突っ走ると大変やっかいな、というか難しい問題に突き当たりますので、このときに現状回復というのはどういうことを考えているのかということのを少し詰めておく必要があるんじゃないかと思います。

これは法律の場合に、普通は過去、事故が起きたときに、この時点に戻せばいいというふうに考えがちですが、その場合とはちょっと違う。特に長期にわたる場合には、原状回復というときの現状とは何ぞやというのは非常に難しい問題があると同時に、かなり規範的にと申しますか、政策的な判断をせざるを得ないところがありますので。環境省がこういう政策を立てるときには、現状はどういうことをもって現状と考えるのかということのを少し意識しておく必要があります。この最後のまとめの中に書くかどうかはともかくとして、一応、現状ということについては留意をしておいていただきたいということになります。

それから2点目は、15ページの間蔵施設の活用ということですが、中間貯蔵施設がそのまま施設として動いているときには、情報発信とか理解醸成の場として活用するという手はよろしいかと思いますが、問題は、役割が終わった後は土地利用をどうするかということの計画がない限りは、利用するといってもどういう形で利用するのかというのがよくわからないと思います。

ですから、これは30年後だということかもしれませんが、将来どういうふうにするのか。跡地利用をどうするのかということがブループリントでもいいですから、あつて初めて、じゃあそこに至るまでの途中で、どういう利用の仕方をするのかという議論が出てくるはずですので。

これもちょっと書き方としては「配慮すべき」ではなくて、むしろ跡地利用をきちんと

計画なりなんなりを立てた上で、それとの整合性を保って利用をしていくというような、そういう書きぶりのほうがいいんじゃないかというふうに思いました。それが第二点目です。

それから、第3点目ですけれども、これは森委員もおっしゃったようにリスコミとの絡みですが。ちょっとここでは情報発信は非常に強調されているんですけども、それをどうリーチさせるのかということについては、少し表現が足りないのではないのかと思います。リスクコミュニケーションという言葉の中に入っていると言えばそうだと思いますけれども、ここにわざわざそれとは別に情報発信という言葉を出しているんだったら、発信した情報がどうリーチさせるかということについても、きちんとメンションしておいたほうがいいのではないのかというふうに思います。

以上、3点、コメントをさせていただきました。

○浅野座長 ありがとうございます。

2番目の辺りで、これまであまり考えていなかった大事な点を指摘されていると思いますし、法的な議論としても最初のご指摘に関しても考えなくてはいけない問題があるので、かなり難題だと思いながら聞いていたのですが。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 基本的に、全体ばらっと見ると、どのぐらい詳しく書き込むかという話がありますので、こんなものかなというふうに私は理解をしています。その中で、ここに書き込んでいることをもう少し深読みといいますか、詳しく説明しておく必要があるだろうと。なかなか具体的にここは書き込めない部分がありますので、それは留意をしておいていただきたいという意味で2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、14ページのところのb)の減容・再生利用、県外最終処分というところがあります。前にも私、何回も申し上げているんですが、最終処分の処分地の選定には時間を要することであるということで、このために、ここでは技術的な部分の検討をというふうに申し上げます。少し難しい問題ですのでこういう表現にしていますけれども、具体的にはもう最終処分というのをどういうふうに考えるかということのごくごく基礎的な検討はもう始めていただく必要があるだろうということが、この表現の裏には入っているというふうに理解をしていただく必要があるんだろうというのが1点でございます。

それから2点目は、最後のリスクコミュニケーションのところなんですけど、少し気になることがありますので、これも注意をしていただければと。前回、委員の意見の中で、ほ

かのリスクや放射線リスクとの相対比較というふうなことがご意見としてあってここに盛り込まれているわけでございますけども、ほかのリスクというもののとの比較ということになると、例えば一番考えつくのは交通事故のリスクと比較してどうのこうのの議論になりがちなのですが、実際にはそういう問題だけではなくて、例えば化学物質の環境基準を設定するときどんな考え方でリスク評価をやっているかと。交通事故のリスクと放射線の今回のリスクを単純に比較するという、それでいいんだという話では決していないので、具体的にはそういうふうな、同じようなものの種類でどういようなリスクを考えているかということと比較することが重要だろうというふうに考えていますので、そういうふうな意味合いであるというふうに理解していただければと思います。

それともう一つは、ここに挙がってきているのは全体の場合でのリスクコミュニケーションということなのですが、一つは、実際に最近もニュースにもちょっと出ましたけど、甲状腺に障害が出ている方がいるわけですね、具体的に、ある一定割合。その人たちに対するリスクコミュニケーションというのは非常に重要だろうというふうに思っています。そこら辺のところも十分留意をしていただいて、丁寧にリスクコミュニケーションをしていただきたいということだけお願いしておきたいと思います。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、酒井委員、どうぞ。

○酒井委員 2点、ちょっと申し上げさせていただきます。13ページのところで、今後の、仮置場の適正管理のところでございますが、「突発的な風水害への対応を含め」という言葉を入れていただいていることで、ここは大きくは未然防止の観点と、それから実際、起こった後の事後対策という両方の観点が多分この対応という言葉に、もう全ておさめているように思うんですが、若干ここは切り分けて見ておいていただくのがいいんじゃないかなというふうに思いました。

すなわち、「突発的な風水害時の土のう袋等の流出防止方策やその後の緊急対策」という、こういうような意味合いで、ここを少し切り分けて書いておいていただけたらいかかかと思えます。

数年前に実際、流出があった時期がございましたが、その後、技術的にも相当、現場対応、いろいろ図っていただいて、その後は発生していないという理解をしておりますので、そういう未然方策をしっかりと今後も継続いただく点が大事だということで、少し切り分けていただければいかかかということでもあります。

それと、15ページの間貯蔵施設の活用のところなんですけれども、ここは専らこの情報発信と、それから土地利用ということ、で、そこに関しての、諸先生方の意見もごさいますけれども、こういう活用の観点以上に、やはり本来的な機能をここへまず、ちゃんと記述をしてからこの2点に入ったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

言わずもがなのことですが、安全集中的に管理・保管する施設としての主たる機能を十分に果たしつつということで、あと、この副次的なこういう話に展開されたほうが、やはりいいんじゃないかというふうに思いました。

以上でございます。

○浅野座長 ありがとうございます。

大塚委員、どうぞ。お願いします。

○大塚委員 簡潔によくまとまっていると思いますけども、1点だけちょっと申し上げておきたいと思います。

リスクコミュニケーションのところ、16ページの4行目辺りが関係すると思いますが、この間も少し申しましたけども、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ の地域で1年間生活していても $1\text{mSv/y}$ を大きく下回るということが発言として原子力規制委員会のほうから出ていますので、その件が多分ここに入っているんだろうと思いますので。よろしいんですけども、ぜひ、リスクコミュニケーションに活用していただければよろしいかと思っておりますので、一言申し上げます。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

大迫委員、お願いします。

○大迫委員 ありがとうございます。いろいろと申し上げた意見に関しては、うまく反映していただいていると思いますし、具体的に書き込むべきところ、あるいは抽象的なものでありますけど、きちっとキーワード等を入れていただいているというふうにも思いますので、全体的にはよろしいかと思っておりますが、若干、少し違和感といいますか、追加していただけたらというところが2点ございまして。

1点目は、14ページで、これは既に森委員のほうからもご指摘があったところでありまして、この施設整備・輸送の安全性等というところで、輸送が中心の記載になっておりますので、施設整備がされて、それが今度、長きにわたって運営していかなきゃならないわけですので、運営管理という側面でもさまざま課題に対して対応していくということ

は必要かと思っています。

それから、今後、双葉の減容化施設等も今から2年間かけて整備が進みますが、そういうこれまでにない新しい施設の整備もございますので、そういったところは、今後、大変重要なところかと思えます。そういったところも記載していただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、横断的事項に関する15ページに関してなんですけども、この前のほうの現在の状況を説明していただいているところのパートで横断的事項には、四つの項目があって、研究開発と、それから技術実証という事項も盛り込まれておりまして、そこが横断的事項において今回記載されていないというのはちょっと違和感がありまして。

技術戦略に基づいて、14ページの減容・再生利用、県外最終処分という戦略的プロセスの中に含まれているとは思いますが、やはり、まだまだ県外最終処分までも含めて、さまざまな技術開発等必要な項目がありますし、研究主体の方々にもきちっとしたメッセージがここで明確になるように、記載としては簡単で結構だと思いますし、お任せしますけども、この技術開発的な部分を1項、設けていただいたほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま、かなり詳細にご意見をいただきました。この段階で事務局から何か答えることがあればお答えください。

○神谷環境再生事業担当参事官 細かい修正の点という話と、それから、いろいろ追記をすべしという話がありました。基本的に、いただいたご意見をどう反映できるかというところを個々よく検討させていただきたいというふうに思っております。

特に、崎田先生からご指摘ありました点で、この制度を基盤として今後の展開をという、締め方というところの部分でございますけれども、この制度自体のレビューをしていただいて、その中身を書いてきたというところがある中で、その先の話について主体的に何ら書こうというところを、検討会の目的から少しジャンプした部分で何か提言いただけるかというのは、具体的に何かあればご示唆をいただけるとありがたいなというふうに思っております。

福島なり被災地の復興の第一歩として除染ですとか廃棄物の処理をやってきましたという意義はあるかと思うんですけれども、今後はどうつなげるかというところは、もう少し

ご議論いただけるとありがたいなというふうに思っております。

あとのご指摘については、それぞれ文言なり内容の反映を検討させていただきたいと思っております。

○浅野座長 それでは、この最終報告書の案に関して、いろいろとご意見いただきました。私も丁寧にメモをとったつもりでおりますが、ご発言のあった点の全部を最終報告書に入れることができるかどうか。この点は全体のバランスの問題も考えながら検討させていただきたいと存じます。

いかがでございましょうか。この検討会を年度内にもう一回開くことはなかなか難しいことでもございます。この報告書の取りまとめについては私にお任せいただけますでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○浅野座長 ありがとうございます。それでは、ご一任をいただきましたので、できる限り今のご意見のご趣旨が生きるように、特に技術的な表現のミスのようなところは、これはもうみつともないことですから、きちっと事務局と相談をして修正をしたいと思っております。

それでは、次のご報告を承って、そこでの議論をする中で、少しこの報告書に何らかの形で書き込める材料があるかどうか、そのことも考えてみたいと思っておりますので、次の、被災地の環境復興に関する取組状況についての説明をいただきます。

○神谷環境再生事業担当参事官 それでは、参考資料3でございます。この資料の議題を簡単に申しますと、今年の3月11日の震災7年に向けて環境再生事業の進捗状況について環境省からプレス発表をした資料のダイジェストということでございます。ちょうどこのタイミングでございますので、これまでの大きなまとめを紹介するという意味を兼ねてご紹介したいと思っております。

資料の1ページ目を開いていただきますと、除染の関係でございます。これは今年の3月19日までに8県・100市町村、これは直轄・非直轄、全ての自治体について面的除染が終了しましたというご報告でございます。

それから2ページ目のところが除染の事業規模ということでございますけれども、2017年度までの予算、それから廃棄物や土壌の発生量として1,650万m<sup>3</sup>と。あと、総作業員等々をまとめて、非常に大規模な事業であったというところを数字を挙げて示させていただいております。

次の3ページ目でございますけど、今度は中間貯蔵でございましてけれども、用地の取得

と輸送量につきまして、2016年3月の見通しとその後の実績というのを書いております。輸送量それから用地ともに、それぞれの見通しの上限のペースで事業を進めることができると。さらに、2018、19年度に輸送量としては見通しの上限のレベルで事業を実施していくという方向を打ち出したところでございます。

それから、4ページが中間貯蔵施設の稼働状況でございます。2016年11月に施設の工事に着手をしたということ。それで実際の土壌貯蔵を2017年10月以降、始めておりますということでございます。

それから、次の5ページが輸送の実績でございます、これまでの事業の中で21の市町村が中間貯蔵への輸送を完了しております、新年度は残る31市町村で事業を進めますということでございます。

それから、6ページですが、仮置場からの除去土壌等の搬出と原状回復ということでございます、これは先ほどもご指摘があったんですが、これについては原状回復のガイドラインというのを別途検討をしております、この年度末に出したところでございます。ここでは原状回復を行う仮置場の数というのを中間貯蔵の事業の進捗に合わせて見通しとして初めて示させていただいております、2020年度の初めまでに6割程度の仮置場から土壌を搬出すると、4割程度の原状回復を完了という試算を示しております。

それから、7ページでございますけれども、再生利用実証事業の概要ということでございます、南相馬で行いました実証事業の内容でございます。試験盛土を施工しまして、空間線量率ですとか浸透水の放射能濃度などの確認を行い、周辺環境への影響がないと、安全性が確認されたというところの概略を示しております。

それから、8ページがこの南相馬に続きまして、飯舘村と二本松市においても再生利用の実証事業を今後、実施をするという計画がございます。飯舘村においては長泥地区の環境再生ということで、園芸作物や資源作物等の栽培の基盤に再生利用を使うという計画をしているところでございます。二本松においては市道において再生資材を路床材として施工するという計画を進めておるところでございます。

それから、9ページでございますが、廃棄物処理の状況でございます。これは今までに188万トンの災害廃棄物等を仮置場への搬入ができたということ、それから解体については左の真ん中辺りにございますけれども、これまでに約9,900件を解体ということで事業を進めております。

10ページが広域処理の実施状況でございまして、5つの広域処理の事業を各自治体の協力のもとに展開をしているということでございます。

さらに、11ページですけれども、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業についてということで、旧フクシマエコテッククリーンセンターについて2017年11月から特定廃棄物等の搬入を開始させていただいております。

それから、12ページ以降が帰還困難区域における事業ということで、福島復興特措法に基づいて特定復興再生拠点の整備を行っていくということでございますが、これまでに4つの町におきまして拠点の認定が行われております。双葉、大熊等についてはその後、解体除染の着工ということで事業を進めております。

さらに、14ページですけれども、今後の取組ということで、未来志向の取組を掲げております。被災地の復興において低炭素・資源循環型のまちづくりを行うということで、そのためのフィージビリティ・スタディーを行う予算を新年度、新たに計上して取組を進めることにしております。

次、15ページですけど、福島県外の除去土壌の処分ということでございまして、この処分方法の検討を行うための実証事業を茨城県東海村と栃木県的那須町において今後、始める予定ということでございまして、秋頃を目途に中間取りまとめということで方法の確立を図ってまいりたいと思っております。

最後、16ページですけれども、福島県外の関係5県の指定廃棄物に関する状況ということで、この5県について国が長期管理施設を整備する方針を提示しておりますけれども、その後、市町村会議での議論等を踏まえながら、それぞれの県に応じた保管あるいは対応というのをそれぞれ進めてきているという状況をお示ししております。

以上、除染・中間貯蔵廃棄物の各事業についての最新の動向をご紹介させていただきました。

○浅野座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま参考資料の3に基づいて現在の取組状況についてのご説明をいただきましたが、ご質問、ご意見、コメントがございましたらお聞きしたいと思います。いかがでございますか。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。先ほど発言させていただきまして、「おわりに」のところにもう少しこういう進展を踏まえて未来志向のことが書き込めないかという発言を

させていただきましたが、今こういうような復興拠点構想なども新たな展開というか、この事業の次の展開としてうまく広げていくというような視点もちゃんと持っておられるということがこういうふうに出ていますので、やはり、除染や中間貯蔵事業が進む中で地域再生、あるいはこういう復興拠点などでの取組を一層進めることとか、あと、今、国全体が風評被害対策を非常に熱心にやっておられますけれども、そういう、県内へ見学に来てくださる方を積極的に受け入れるとか、今後に向けて、こういった進めてきたことを活用してもらうような、展開を期待するというような、何かそういう視点はいかがかなというふうな感じがいたしました。ご検討いただければありがたいなと思います。

○浅野座長 ありがとうございます。

ほかに。新美委員、どうぞ。

○新美委員 ありがとうございます。私も14ページについて若干コメントします。未来志向の取組ということですが、省エネあるいは熱利用といったようなところで、エネルギー関係の利用というのはここで出ているのは非常にいいことだと思うんですが、一つ心配なのは、バスのシェアリングとか何とか書いてあるんですが、これは交通に関して言いますと、バスは一体誰がどうやって運用するのかということを見ると、今いろんなところで、地域です、バスについては運転手が確保できない、コスト倒れになると。

そういう話で大変な状況ですので、バスのシェアリングという程度ではなくて、もっと国が進めている、例えば自動走行でラストマイル、自動走行自動車でカバーする、運転手は要らないという実証実験をやっているわけですので、それもこの中に組み込んでいくくらいの発想があってもいいんじゃないのかというふうに思います。特に、そういった意味でのインフラ整備というのは、ここではもう少し前面に出していくということも考えてもいいんじゃないかと思います。

それから、もう一つ加えて言いますと、中間貯蔵施設がある地域と隣接しておるわけですので、そこでの利用と、それから、この帰還困難区域における将来の町のあり方みたいなものもうまく連結させて青写真をつくるということが必要なんじゃないかなと思います。

その意味では、かなり大規模なまちづくりができるという可能性もありますので、その辺を少しご検討いただけたらと思います。

○浅野座長 ありがとうございます。

ほかにご意見、コメントはございますでしょうか。よろしゅうございませうか。

それでは、ただいまお二方からコメントいただき、ある程度の、報告書の中にも盛り込

むことができないかというご意見もございましたので、この点も先ほどのご意見とあわせて検討させていただきたいと思います。

それでは、ほかに特に、今日の議事の全体を通じてのご発言、ご希望ございますでしょうか。

○崎田委員 文言の使い方で、後でちょっと話したいことが一つだけあるんですが。

○浅野座長 では、どうぞお願いいたします。

○崎田委員 わかりました。先ほどほかの方のご発言で気づいたんですが、先ほどの取りまとめの案の15ページの情報発信・リスクコミュニケーションのところ、情報発信という言葉が入っているので、ちゃんと対話とかそういうことも視野に入れてというご発言があって気づいたんですが、最初の3行ぐらいに新しく入れていただいています、特措法に基づく政策を実施するためには大事だと。

ここで、「リスクコミュニケーションや情報発信」というふうになっているのですが、これを逆側にして、やはり「正しい知識を持っていただくための適切な情報発信や情報に基づく対話やリスク低減活動などのリスクコミュニケーションが重要である」とか、少しここだけ丁寧に一回書いていただいたほうがいいかなというふうな感じがいたします。よろしくをお願いします。

○浅野座長 わかりました。双方向という言葉を入れてもらっているので、そういうニュアンスはこの全体の中でおわせているというふうには思いますが、確かにリスコミ後に情報発信というのが入ってくると、何となく不自然だというのはおっしゃるとおりですから、この点は順序を変えることは十分可能だと思います。ありがとうございました。

ほかにご発言のご希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回、7月からずっとこれまで、この取りまとめの作業にご参加くださいます。ありがとうございました。

今日、特に改めてご指摘をいただいて思ったわけですが、やっぱりこの事業は、現在の特措法という枠の中で考えている限りは、何年までに何をということまで済んでしまうようにも見えるのですが、実際にはその後、中間貯蔵施設を実際に供用して、それを使って随分長い時間をかけてその処理をしていかなきゃいけないということがございますし、さらにその先もございます。ということで、これ自体はとにかく当面の特措法がどうだということにとどまらない、大変息の長い、先のある話だということを常に忘れてはいけないと思います。

ですから、この取りまとめの中でも課題がなおあるんだということを常に忘れないように、それから、今から戦略的に先のことを考えた取組を始めておかないと間に合わないということを、つまり、低炭素社会づくりでもさんざん言っているのと同じようなことがここでもあるということが確認ができましたので、この辺のところはもう一度、この取りまとめの中にも生かせるものなら生かしていきたいと考えます。

それから、崎田委員からたびたび言われておりましたリスクコミュニケーションの話ですけれども、前に申し上げましたけれども、やはり双方向というのはとても大事なことなんです。それと同時に、やはり、化学物質のリスクの場合以上に非常にセンシティブなテーマであるために、ある意味で対話が成り立たない部分、対話を拒絶されてしまって、それ以上、全然話ができないという部分があるようにも思えます。この部分を何とか突破しないと、なかなか行政がやろうとしていることを十分に理解してもらえない、あるいは理解している方がいらっしゃってもどうしてもそれがまたひっくり返ってしまうといったことの繰り返しが起こっているような気がいたします。

先ほど関係者というのは一体、何を指すのかというふうに言われたのですが、もろもろあるような気がして、この辺のところは、やっぱり大きな課題であると思っておりますので、この辺のところは、ぜひ今後とも考えていかなければならないと思います。

報告書の中にも、今後さらにまた必要があればこのような検討の機会を作っていただきたいということを記しております。事務局としてはこの報告書がまとまりました段階で、報告に記した要望にそって取組を進めていただきますと共に、必要があればこのような検討の機会をおつくりいただくことを期待したいと思います。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

○神谷環境再生事業担当参事官 長時間にわたり、また合計4回にわたる闊達なご議論をいただきましたことを改めて御礼を申し上げます。

今後、座長から提出されます最終取りまとめにつきましては、環境省ホームページで公表させていただきたいと存じます。

以上です。

○浅野座長 それでは、局長からご挨拶をお願いいたします。

○縄田環境再生・資源循環局長 ありがとうございます。大変、長時間にわたるご議論をありがとうございました。

特措法、これ、私ども全く経験のないことで、課題だらけのところから始めさせていた

だきまして、課題を少しずつ潰しながらやってまいりました。ただ、最後、座長のご指摘もありましたように、まだこの先、見詰めたときに課題がまだまだ残っていると。これを肝に据えながら、しっかり私ども、作業を今後も進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。また機会がありましたら、検討の場でご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○浅野座長 どうもありがとうございました。本日はこれで散会いたします。

午後6時22分 閉会